

災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書

千代田区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、千代田区内に発生した地震その他による災害（以下単に「災害」という。）時に、千代田区地域防災計画に基づく福祉避難所の開設等に係る甲乙間の相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における災害時要援護者等の安全確保を図るため、乙が指定管理者として管理運営する〇〇〇〇（次条を除き以下「施設」という。）内に福祉避難所を開設し、及び運営することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害時要援護者等」とは、千代田区災害対策基本条例（平成18年千代田区条例第8号）第2条第7号に定める災害時要援護者及び病弱者等をいう。
2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時要援護者等のうち介護保険施設・医療機関等に入所又は入院するに至らない程度の者を一時的に受け入れる施設をいう。

（利用場所）

第3条 施設のうち福祉避難所として利用できる場所は、〇〇〇〇とする。
2 甲は、前項の場所以外に福祉避難所の確保が必要と判断した場合は乙と協議するものとし、乙は、当該協議に基づき、可能な範囲で場所の提供に努めるものとする。

（対象者）

第4条 福祉避難所への受け入れの対象となる者（以下「対象者」という。）は、災害で被災し、又は被災するおそれのある災害時要援護者等（介護を要する高齢者にあつては、その家族等、当該対象者の介護をする者（以下「介護者」という。）を含む。）で、避難所生活において何らかの特別な配慮が必要と甲が判断した者とする。

（福祉避難所の開設）

第5条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要があると判断した場合は、乙に対して福祉避難所の開設を通知するものとする。
2 乙は、甲から前項の規定による通知を受けた場合は、施設の職員の参集状況及び施設の被災状況を勘案の上、福祉避難所を開設するものとする。

(対象者の移送)

第6条 福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の介護者又は支援者が行うものとする。

(福祉避難所の運営)

第7条 福祉避難所の運営は、甲乙協議して作成したマニュアルに従い、甲乙が協力して行うものとする。

2 甲は、日常生活用品、食料、介護用品、衛生用品等の福祉避難所の運営に必要な物資の調達を行うものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めるときは、災害規模や被災状況に応じ、開設期間を延長することができる。この場合において、当該延長する期間は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(情報の共有)

第10条 甲及び乙は、災害が発生した場合は、通信回線及び防災行政無線など、あらゆる手段を講じながら、相互に情報の共有を図るものとする。

(連携協力)

第11条 甲及び乙は、福祉避難所が有効に機能するよう、平常時から相互に連携を密にするよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、福祉避難所の運営にあたり知り得た災害時要援護者等又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇〇日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第14条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区九段南一丁目2番1号

千代田区

千代田区長 ○○ ○○

乙